

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成二十一年六月二十五日

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法律案は、本年三月の銀行等保有株式取得機構による買取りの再開のための法律案の審議に際し、当委員会が付した附帯決議の趣旨を踏まえ、その後の企業の資金繰り悪化などに対処するための金融システムの安定に向けた追加的措置として講じられるものであることを重く受け止め、買取りの実施に当たっては的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。

一 銀行等保有株式取得機構によるETF（上場投資信託）及びJ REIT（上場不動産投資信託）の買取りに当たっては、国民負担を最小にするように、慎重な審査を行うこと。

また、今後の金融機関によるETF及びJ REITのような価格変動の大きい金融商品の投資に当たっては、金融機関が中小企業金融を始めとする金融仲介機能を適切に発揮できるよう配意し、適切なりスク管理体制の整備に努めること。

一 銀行等保有株式取得機構による買取商品の選定に当たっては公平性を担保するとともに、買入価格の透明性に十分配慮すること。

一 取得株式の議決権については、国民資産を守る等の公共性の観点を踏まえ、適切に行使するとともに、取得株式等の買取商品の将来の売却に当たっては、市場の安定性に配慮しながら、売却価値がより高まるよう努めること。

一 銀行等保有株式取得機構による買取りが企業金融の円滑化に与えた効果等を検証するため、買取り及び売却等の状況について適切な情報開示を行うこと。

右決議する。